株式譲渡契約書

売主●●（以下「甲」という）と買主●●（以下「乙」という）は、令和●年●月●日（以下「本契約締結日」という）、甲が保有する○○株式会社（以下「対象会社」という）の株式を乙に譲渡することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（譲渡の合意）

　甲は、乙に対し、令和●年●月●日（以下「譲渡日」という）に、甲が保有する対象会社の普通株式●●株（以下「本件株式」という）を譲り渡し、乙はこれを譲り受ける（以下「本件株式譲渡」という）。

第２条（株式譲渡の対価）

１　前条記載の譲渡代金は、１株あたり金●●円とし、合計●●●●円（以下「本件譲渡代金」とする）とする。

２　乙は、本件株式譲渡に基づく譲渡の対価として、甲に対し、令和●年●月●日限り、本件譲渡代金を甲の指定する銀行口座に振り込み送金する方法により支払うものとする。

第３条（譲渡手続等）

１　甲は、譲渡日までに、本件株式譲渡について対象会社の承認を得るものとする。

２　甲及び乙は、本件株式譲渡後直ちに、対象会社に対し、共同して株式名簿に記載することを請求するものとする。

第４条（費用負担）

　本契約の締結に関する費用は、当事者双方が折半して負担するものとする。

第５条（反社会的勢力の排除）

１　甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約する。

（１）　次に掲げる事項に該当しないこと

イ　暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

ロ　役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと

（２）　反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと

（３）　不当な要求行為をしないこと

（４）　その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるときる行為

２　甲及び乙は、相手方が前項に掲げる事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

３　前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

第６条（協議条項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき相違のある事項については、甲及び乙は、信義誠実の精神に基づく協議の上、円満に解決するものとする。

第７条（合意管轄）

本契約に関連する訴訟については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和●年●月●日

甲　所在地

　　会社名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　所在地

　　会社名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印